

指定障がい児通所支援事業 人員基準について

～児童発達支援・放課後等デイサービス～



児童発達支援（センター以外）・放課後等デイサービス（重症心身障がい児を除く）人員基準の考え方

職 種	必要人数	備 考
管理者	1 人	
児童発達支援管理責任者	1 人以上	➤ 1 人以上は専任・常勤
児童指導員又は保育士 ※「指導員」は入りません	「提供を行う時間帯を通じて」、実利用児数に応じて 10 人まで <u>2 人以上</u> 10 人を超えるもの <u>2 人に実利用児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u>	➤ 1 人以上は常勤 ➤ 半数は児童指導員又は保育士

※機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を、医療的ケアを行う場合は、看護職員を置きます。その場合は、機能訓練担当職員、看護職員の数児童指導員又は保育士の合計数に含めることができます。

児童指導員の要件

(主なもの)

- 社会福祉士の資格を有している人
- 精神保健福祉士の資格を有している人
- 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科を修めて卒業した人
- 高等学校を卒業した後、(※) 2年以上児童福祉事業に従事した人
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の免許状を有する人

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第43条)

※「2年以上児童福祉事業に従事」とは、2年以上かつ360日以上の実
従事日数が必要です。

定員 10名
 営業日 月～土
 サービス提供時間
 学校営業日 15:00 ～ 18:00
 学校休業日 10:00 ～ 17:00

【支援提供時間の区分】

a	15:00～18:00	3時間
b	10:00～17:00	6時間
c	10:00～13:00	3時間
d	13:00～17:00	4時間

(2025年**月分)

職 種	勤務形態	名 前	第 1 週							第 2 週							15 月
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
管理者	B	福山太郎	a	a	a	a	a			a	a	a	a	a			
児発管	B	福山太郎	a	a	a	a	a			a	a	a	a	a			
児童指導員	A	東 桜子	a	a		a	a	b		a	a		a	a	b		
児童指導員	C	西 一郎	a		a	a	a	c		a		a	a	a	c		
保育士	C	南 はな	a	a	a	a	a	d		a	a		a	a	c		
指導員	A	北 次郎		a	a	a	a	b			a	a	a	a	b		

人員基準 OK

人員基準 NG

💡 休憩時間であってもサービス提供時間内であれば、基準人員の配置が必要です。

人員基準を守るためのチェックポイント

☒ 資格要件は確認できていますか？

児童指導員または保育士は、必要な資格や要件が定められています。免許状や実務経験証明書などで要件を満たすことを確認するようにしてください。

☒ 従業員と雇用関係がありますか？

支援の提供は、事業所の従業員でなければなりません。支援を提供する人とは雇用契約を締結するなど従業員としてきちんと位置付けてください。

☒ 勤務体制はきちんと整備されていますか？

シフト表を整備して日々必要な職員が配置できているか確認することが重要です。利用児童数によっては児童指導員または保育士2名では基準を満たさないこともありますので、利用予定者もあわせて管理してください。
当然のことですが、定めたシフト表に従って実際の勤務を行ってください。



FAQ

（現時点での本市の考え方を整理したものです。
この考え方は、今後変わることもありますので、
ご了承ください。）

Q1 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した従業員を雇用しているが、児童指導員として配置することは可能か？

A 当該職員が児童指導員の任用資格を有しない場合、児童指導員として人員基準上で必要とされる従業員に加えることはできません。

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了したのみの資格を有する従業員を配置する場合の職種は、「指導員」となります。

ただし、児童指導員等加配加算の算定に当たっては、当該職員は「児童指導員等」に含まれます。

Q2 サービス提供時間中に児童の送迎を行うことは可能か？

A いわゆる「サービス提供時間」とは、事業所が人員配置基準を満たす体制を整えている時間であって、送迎のみを行っている時間を除く時間のことです。従って、送迎はサービス提供時間外に行うことが原則です。

サービス提供時間中に送迎を行わなければならない場合であって、合理的な方法で送迎を行う場合は、サービス提供時間中の送迎が許容されますが、少なくとも1人以上は児童指導員等を事業所内に配置しておく必要があります。

Q3 児童指導員等のうち1名は常勤でなければならないとされているが、事業所で雇用している常勤の児童指導員等が1名の場合、その人が休暇の日は基準を満たさないのか？

A 事業所に従事する児童指導員等のうち1名以上を常勤職員として雇用していれば足ります。従って、事業所が雇用している唯一の常勤職員が公休や有給休暇で勤務していない日にあっては、非常勤の児童指導員等を2名（児童が10名以下の場合）を配置していることをもって人員基準を満たすことになります。

Q4 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の職種は？

A 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等は資格であり、職種ではありません。

職種とは児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、看護職員、その他（指導員等）となります。

職種が明確でないと、「基準を満たさない」「加算の要件を満たさない」といった事態になることもありますので、所持している資格に応じて職種を明確にしたうえで、配置してください。



Q5 常勤職員と常勤換算の違いは何か？

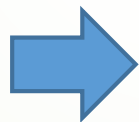
A 常勤職員とは、勤務時間が事業所の就業規則等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32h/w以上が基本です。）に達している従業者のことです。この際、当該従業者の雇用形態が正規であるか非正規であるかを問うものではありません。

一方、常勤換算とは、従業者の延べ勤務時間を常勤職員が勤務すべき時間数で除すことで算出する従業者の員数です。

なお、勤務時間とはサービス提供時間ではないことに注意が必要です。

所定勤務時間が40h/wの事業所の例

	勤務時間	常勤換算
保育士A	25h	0.6
保育士B	15h	0.3



事業所における保育士の配置を常勤換算すると・・・

$$(25h + 15h) / 40h = 1.0$$

Q6 常勤の児童指導員を3名雇用している事業所は児童指導員等加配加算を算定することが可能か？

A 児童指導員等加配加算を算定するためには、基準人員の配置を満たしたうえで、常勤換算1.0以上の児童指導員等を配置することが必要です。常勤の児童指導員を3名雇用していることをもって必ず算定することができるわけではありません。

特に、週6日開所している事業所や11名以上の受入れが常態化している事業所にあっては、算定できない可能性がありますので勤務体制をよく確認してください。

【日々11名以上の利用がある事業所】

職 種	勤務形態	1	2	3	4	5	6
		月	火	水	木	金	土
児童指導員	A	a	a	a	a	a	
児童指導員	A	a	a	a	a	a	
児童指導員	C		a		a	a	
保育士	A	a	a	a	a	a	

最低基準に組み込まれる日~~a~~を除いた勤務日~~a~~の延べ時間が、常勤換算で1.0以上あれば算定が可能

加配分の常勤換算は0.6
加配×